

伊 勢 市 公 報

第 167 号
平成 24 年 10 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市暴力団排除条例の一部を改正する条例	6
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学基金条例	8
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市労働福祉会館条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	27
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例	29
規 則	
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則及び伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	36
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	38
○ 伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	44
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程	47
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程	52
告 示	
○ 道路の供用開始について	69
○ 道路の区域変更について	70
○ 道路の供用開始について	71
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	72
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	73
○ 平成 24 年補正予算の要領について	74
○ 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について	92
○ 平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の状況について	93
○ 道路の区域変更について	94
○ 道路の供用開始について	95
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	96
選挙管理委員会告示	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係 ・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	97
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	98
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	99
○ 都市計画事業の認可について	100
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	101
○ パブリックコメントの実施について	102
○ 公示送達	105

公 表

○ 平成 23 年度定期監査結果等に対する措置状況について

106

伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 21 号

伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部を改正する
条例

(伊勢市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市防災会議条例(平成 17 年伊勢市条例第 108 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、第 3 号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「属すること。」を「属する事務」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第 3 条第 6 項中「第 9 号」を「第 9 号及び第 10 号」に改める。

(伊勢市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市災害対策本部条例(平成 17 年伊勢市条例第 109 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条第 7 項」を「第 23 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第9号の規定により、この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、新条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成25年1月4日までとする。

伊勢市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 22 号

伊勢市暴力団排除条例の一部を改正する条例

伊勢市暴力団排除条例（平成 23 年伊勢市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 32 条の 2」を「第 32 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 53 号）の施行の日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学基金条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 23 号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学基金条例

(設置)

第 1 条 市立伊勢総合病院（以下「市立病院」という。）の医師又は看護師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することにより、市立病院の医師及び看護師の確保を図るため、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

- (1) 伊勢市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定める額
- (2) 市立病院の医師及び看護師の確保を図ることを目的として寄附された寄附金

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 病院事業管理者は、第 1 条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が

別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第24号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第1条 伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市朝熊山麓公園フットボール場の項中「伊勢市朝熊山麓公園フットボール場」を「伊勢フットボールヴィレッジ」に改める。

別表中5の表を次のように改める。

5 伊勢フットボールヴィレッジ

(1) グラウンド等使用料

施設名	使用者			ピッチ使用料(1時間、1面当たり)	照明設備使用料(1時間、1面当たり)		備考	
					全点灯	2分の1点灯		
人工芝グラウンド	Aピッチ	営利を目的とした場合	伊勢市民の場合	一般	3,500円	3,000円	2,000円	1時間未満は、1時間とする。
				高校生以下	1,700円			
				伊勢市民でない場合	7,000円			
	営利を目的とする場合			11,000円				
Bピッチ	営利を目的とした場合	伊勢市民の場合	一般	3,000円	—	—		
				高校生以下				1,500円
				伊勢市民でない場合				6,000円
	営利を目的とする場合			11,000円				

	C・Dピッチ	営利を目的とした場合	伊勢市場の場 合	一般	2,000円	3,000円	2,000円
				高校生以下	1,000円		
			伊勢市民でない場合	4,000円			
		営利を目的とする場合			11,000円		
天然芝グラウンド	Eピッチ	営利を目的とした場合	伊勢市場の場 合	一般	1,000円	—	—
				高校生以下	500円		
			伊勢市民でない場合	2,000円			
		営利を目的とする場合			11,000円		

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(2) 附属設備等の使用料

区分		金額（1時間（放送設備一式及びプロジェクター一式については1回）当たり）	備考
クラブハウス	会議室 1	500円	1時間未満は、1時間とする。
	会議室 2	500円	
	審判室	500円	
	多目的スペース(全部使用)	1,500円	
	多目的スペース(一部使用)	1,000円	
	救護室	500円	
	ロッカールーム 1	500円	
	ロッカールーム 2	500円	

ロッカールーム 3	500円
ロッカールーム 4	500円
放送設備一式（Aピッチ）	1,000円
放送設備一式（Bピッチ）	1,000円
プロジェクター一式 （多目的スペース）	500円

(3) 冷暖房設備の使用料

区分		金額（1時間あたり）	備考
クラブ ハウス	会議室 1	100円	1時間未 満は、1 時間とす る。
	会議室 2		
	審判室		
	救護室		
	ロッカールーム 1		
	ロッカールーム 2		
	ロッカールーム 3		
	ロッカールーム 4		
ロッカー ハウス	ロッカールーム 1		
	ロッカールーム 2		

第2条 伊勢市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「別表第1及び別表第2のとおり」に改め、
同条の表を削る。

第3条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、体育施

設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育施設の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる体育施設は、教育委員会が管理する。

第14条を第16条とする。

第13条の見出しを「(損害賠償の義務)」に改め、同条中「使用者」を「使用者等」に、「建物」を「故意又は過失により体育施設の建物」に、「紛失」を「滅失」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第13条を第15条とする。

第12条中「使用者」を「使用者等」に、「使用が」を「使用等が」に、「使用場所」を「使用等した場所」に、「第7条」を「第9条」に、「使用の」を「使用等の」に改め、同条を第14条とする。

第11条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「市長」を「市長又は指定管理者」に、「使用する」を「使用等する」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第13条とする。

第10条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1号中「使用者」を「使用者等」に、「使用する」を「使用等する」に改め、同条第2号中「使用者」を「使用者等」に、「使用日」を「使用等する日」に、「使用の」を「使用等の」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第3号中「第7条」を「第9条」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条中「使用者」を「使用者等」に、「別表」を「別表第4」に、「使用料」を「使用料又は別表第5に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める利用料金（以下「使用料等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「使用者」を「使用者等」に、「体育施設に」を「体育施設において」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条第3項中「第4条第2項」を「第6条第2項」に、「前項」を「第1項」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「使用等の許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「使用者」を「使用者等」に、「使用の」を「使用等の」に、「使用を」を「使用等を」に改め、同条第3号中「使用」を「使用等」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用权」を「使用权等」に改め、同条中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条第1項中「使用」を「使用等」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第3項中「使用者」を「使用者等」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(休館日等)

第5条 体育施設の休館日及び使用又は利用（以下「使用等」という。）

できる時間は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

別表中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同表中9の表を削り、10の表を9の表とし、11の表から19の表までを1表ずつ繰り上げ、別表を別表第4とし、同表の前に次の3表を加える。

別表第1（第2条、第3条関係）

名称	位置
伊勢市市営庭球場	伊勢市古市町355番地3

伊勢市倉田山公園野球場	伊勢市楠部町159番地 1
伊勢市五十鈴公園野球広場	伊勢市宇治館町578番地
伊勢市五十鈴公園球技広場	伊勢市宇治館町578番地
伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊町3477番地 2
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町3477番地 2
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	伊勢市朝熊町3477番地 2
伊勢市市民武道館	伊勢市常磐 3 丁目 8 番 9 号
伊勢市宮川スポーツグラウンド A	伊勢市御菌町高向落合 1378 番 1
伊勢市宮川スポーツグラウンド B	伊勢市御菌町高向 三本松 1376 番 2
伊勢市宮川スポーツグラウンド C	伊勢市磯町向山 2156 番 1 地 先
伊勢市宮川スポーツグラウンド D	伊勢市磯町向山 2156 番 1 地 先
伊勢市宮川スポーツグラウンド E	伊勢市磯町向山 2156 番 1 地 先
伊勢市宮川ゲートボール場	伊勢市御菌町高向字杉菜河原 1585 番 1
伊勢市二見体育館	伊勢市二見町茶屋 209 番地
伊勢市二見グラウンド	伊勢市二見町荘 2066 番地
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	伊勢市二見町荘 2066 番地
伊勢市二見スポーツ公園	伊勢市二見町荘 838 番地

伊勢市二見テニスコート	伊勢市二見町荘2271番地
伊勢市小俣児童体育館	伊勢市野村町5番地2
伊勢市小俣総合体育館	伊勢市小俣町新村401番地1
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	伊勢市小俣町新村605番地

別表第2(第2条関係)

名称	位置
伊勢市北浜スポーツグラウンド	伊勢市村松町3082番地1

別表第3(第5条関係)

名称	休館日	使用等時間
伊勢市市営庭球場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前8時30分から午後 9時まで
伊勢市倉田山公園野 球場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前8時30分から午後 10時まで
伊勢市五十鈴公園野 球広場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市五十鈴公園球 技広場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢フットボールヴ ィレッジ	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市朝熊山麓公園 ソフトボール場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後6時 まで
伊勢市朝熊山麓公園 グラウンドゴルフ場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後6時 まで
伊勢市市民武道館	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後9時 まで

伊勢市宮川スポーツ グラウンドA	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市宮川スポーツ グラウンドB	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市宮川スポーツ グラウンドC	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市宮川スポーツ グラウンドD	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市宮川スポーツ グラウンドE	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市宮川ゲートボ ール場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
伊勢市二見体育館	12月29日から翌年 1月3日まで、毎週 月曜日及び国民の 祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号。以下「祝日 法」という。)に定 める休日	午前9時から午後10時 まで(9月1日から翌年 3月31日までは、午前9 時から午後9時まで)
伊勢市二見グラウン ド	12月29日から翌年 1月3日まで	昼間 午前8時から午 後6時30分まで(9月1 日から翌年3月31日ま では、午前9時から午後 5時まで)

		夜間 午後7時から午後10時まで(9月1日から翌年3月31日までは、午後6時から午後10時まで)
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時から午後10時まで
伊勢市二見スポーツ公園	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時から午後6時30分まで(9月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後5時まで)
伊勢市二見テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時から午後10時まで
伊勢市小俣児童体育館	12月29日から翌年1月3日まで、毎週月曜日及び祝日法に定める休日	午前9時から午後10時まで 1回の使用時間 昼間3時間、夜間2時間
伊勢市小俣総合体育館	12月29日から翌年1月3日まで、毎週月曜日及び祝日法に定める休日	午前9時から午後10時まで
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	12月29日から翌年1月3日まで、毎週	午前9時から午後10時まで

	月曜日及び祝日法 に定める休日	
伊勢市北浜スポーツ グラウンド	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで

備考 伊勢市小俣児童体育館の使用時間の詳細は、次の表のとおりとする。

時間 曜日	午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 10時まで
日	一般	小中学生		一般	
月	休館日				
火	一般	小中学生		一般	
水	一般	小中学生		一般	
木	一般	小中学生		一般	
金	一般	小中学生		一般	
土	一般	小中学生		一般	

別表に次の1表を加える。

別表第5（第11条関係）

伊勢市北浜スポーツグラウンド

利用者	利用場所	利用料金		備考
		単位	金額	
伊勢市民の 場合	テニスコート	半日	300円	半日とは、午前6 時から正午まで及 び正午から午後6 時までとする。
	多目的広場		500円	
伊勢市民で ない場合	テニスコート		600円	
	多目的広場		1,000円	

注 「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年3月31日までの間において規則で定める日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の伊勢市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の伊勢市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の伊勢市体育施設条例に基づく伊勢フットボールヴィレッジの使用の申請その他の準備行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

伊勢市労働福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 25 号

伊勢市労働福祉会館条例の一部を改正する条例

伊勢市労働福祉会館条例（平成 17 年伊勢市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「628 番地 3」を「613 番地 13」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 5 条中「午前 8 時」を「午前 9 時」に改める。

第 8 条第 2 項中「使用にあたり」を「使用に当たり」に改める。

第 10 条中「建物」の前に「使用者その他会館に入館した者は、」を加え、「き損」を「毀損」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

基本使用料

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は 超過時間
	9 時 ～12 時	13 時 ～17 時	18 時 ～22 時	9 時 ～22 時	1 時間当たり
大会議室	2,060 円	3,090 円	4,120 円	8,370 円	1,030 円
第 1 会議室	900 円	1,420 円	1,540 円	3,090 円	640 円
第 2 会議室	640 円	900 円	1,030 円	2,060 円	510 円
第 3 会議室	640 円	900 円	1,030 円	2,060 円	510 円
第 4 会議室	640 円	900 円	1,030 円	2,060 円	510 円

備考

- 1 午前、午後又は夜間の時間区分を通して使用する場合（全日となる場合を除く。）の使用料は、それぞれの時間区分の使用料の合計額とする。

- 2 時間外又は超過時間における使用時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 3 営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 冷暖房並びに附属の設備及び器具の使用料は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市労働福祉会館条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の伊勢市労働福祉会館の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 26 号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項の表伊勢市朝熊山麓公園の項中「伊勢市朝熊山麓公園フットボール場」を「伊勢フットボールヴィレッジ」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 3 月31日までの間において、規則で定める日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 27 号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例(平成 22 年伊勢市条例第 29 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、将来、市立伊勢総合病院(以下「市立病院」という。)の医師又は看護師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することにより、市立病院の医師及び看護師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の貸与)

第 2 条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条各号に該当しない者で、次の各号に該当するものに対し、奨学金を貸与することができる。ただし、市立病院以外の団体が運営する医師又は看護師の確保を図ることを目的とした奨学金の貸与を受けている者及び当該奨学金を将来受ける予定がある者を除く。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学のうち医学を履修する課程に在学する者
- (2) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 21 条第 1 号に規定する文部科学大臣の指定した大学、同条第 2 号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第 3 号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所(以下「看護師学校」という。)に在学する者

(貸与の期間)

第 3 条 奨学金を貸与する期間は、次の各号のいずれかに掲げる期間とする。ただし、正規の修学期間に限る。

- (1) 前条第 1 号に該当する者 第 6 条の規定により管理者が奨学金の貸与を決定した日の属する年度の 4 月(管理者が必要があると認めた場

合は大学1年生の4月)から当該大学を卒業する日の属する月までの期間

- (2) 前条第2号に該当する者 第6条の規定により管理者が奨学金の貸与を決定した日の属する年度の4月から看護師学校を卒業する日の属する月までの期間

(貸与の額等)

第4条 奨学金として貸与する額は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、その利息は無利息で毎月その月分を貸与する。

- (1) 第2条第1号に該当する者

ア 大学1年生から大学4年生まで 月額150,000円(大学に入学した日の属する月にあつては、450,000円)

イ 大学5年生及び大学6年生 月額250,000円

- (2) 第2条第2号に該当する者 月額70,000円

(申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てた上で管理者に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 管理者は、前条に定める申請を受けたときは、別に定める基準によって選考し、奨学金の貸与を受ける者(以下「被貸与者」という。)を決定する。

(在学証明書等の提出)

第7条 被貸与者は、奨学金の貸与を受けている期間中、毎年、在学証明書及び学業成績証明書を管理者に提出しなければならない。

(貸与の取消し)

第8条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨

学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績が著しく不良であると認められるとき。
- (5) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 偽りの申請その他不正な手段により貸与を受けたとき。
- (7) 市立病院以外の団体が運営する医師又は看護師の確保を図ることを目的とした奨学金を借り受けたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸与の休止及び保留)

第9条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に掲げる事由（以下「休学等の事由」という。）が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から休学等の事由が消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの期間（以下「休学等の期間」という。）の分の奨学金の貸与を休止する。ただし、管理者が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 留年（1の学年の課程を再度履修することをいう。）したとき。

2 前項各号に掲げるいずれかの場合において、休学等の期間に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月以降の月の分として貸与したものとみなす。

3 管理者は、被貸与者が正当な理由なく第7条に規定する書類を提出しない場合には、奨学金の貸与を保留することができる。

(返還の猶予)

第10条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。

(1) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間内に医師の免許を取得し、その後直ちに2年間の臨床研修を受けた後、直ちに市立病院の医師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）として勤務する場合 市立病院又は市立病院以外の病院における臨床研修の期間及び市立病院に勤務する期間

(2) 看護師学校を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間内に看護師の免許を取得し、その後直ちに市立病院の看護師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）として勤務する場合 市立病院に勤務する期間

(3) 大学又は看護師学校を卒業した後、医師又は看護師の免許を取得できなかった場合 大学又は看護師学校を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間内で、医師又は看護師の免許を取得するまでの期間

(4) 第12条の規定により返還債務を履行すべき被貸与者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還債務を履行することが困難な場合として管理者が認めた場合 その理由が継続する期間

(返還債務の免除)

第11条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当したときは、返還債務の全部を免除することができる。

(1) 市立病院に勤務した期間（以下「勤務期間」という。）が奨学金の貸

与を受けた期間（第9条第1項の規定により奨学金を貸与されなかった期間を除く。ただし、当該貸与を受けた期間が2年未満の場合は、2年とする。以下同じ。）に相当する期間（以下「勤務すべき期間」という。）に達したとき。

(2) 勤務期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 管理者は、勤務期間が勤務すべき期間に満たないときは、当該勤務期間に応じ、返還債務の一部を免除することができる。

(返還)

第12条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより分割して返還させることができる。

(1) 第8条の規定により、奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 第10条の規定による返還債務の猶予を受けることができなくなったとき。

(3) 大学又は看護師学校を卒業した後、業務に起因しない事由により死亡したとき、又は業務に起因しない心身の故障により医師又は看護師の業務に従事できなくなったとき。

(延滞利息)

第13条 被貸与者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、うるうる年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、管理者は、被貸与者がやむを得ない理由により返還を遅滞したと認められるときは、延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則及び
伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長
が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第38号

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則及び伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則
(市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部改正)

第1条 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則(平成17年伊勢市規則第103号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「部長」の次に「(市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年病院事業管理規程第2号)第24条に規定する科部長を除く。)」を加える。

(伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成17年伊勢市規則第104号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「部長」の次に「(市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年病院事業管理規程第2号)第24条に規定する科部長を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 39 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「乳幼児等」を「こども」に改め、「児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 113 号)による改正前の」及び「第 11 条の規定により読み替えて準用する同令」を削り、同条第 2 項中「児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 113 号)による改正前の」を削る。

第 8 条第 4 項中「就学児童」を「中学生」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

福祉医療費受給資格認定(更新)申請書

(種別) 1 障害者(一般・65心障) 2 一人親家庭等 3 こども 4 その他	(宛先)伊勢市長	年 月 日
	住所	
	申請者 (保護者等) 氏名	印
	(電話 ー)	

福祉医療費受給資格の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

助成対象者	フリガナ	性別	続柄	生年月日	受給資格証番号
	氏名				
			年 月 日	
			年 月 日	

加入医療保険	世帯主(被保険者、組合員)	続柄	附加給付	有・無
	記号番号	加入日	年 月 日	
	保険者名称	保険者番号()		

振込口座	銀行・信用金庫 農協・漁協		支店 支所	
	預金種別 口座番号	普通・当座・貯蓄	フリガナ 口座名義人

(申請理由)	1 出生	2 転入	3 所得該当	4 生保廃止
	5 手帳等取得(視・聴・言・肢・内・療・精)			級
	6 離婚・死別()			・未婚
	7 その他()			
	○資格発生日	年 月 日		
	○所得税課税状況	上位・課税・非課税世帯		

医療費助成に関して診療報酬明細書(レセプト)及び所得状況等の必要事項を調査されることを承諾します。	対象者	印
	配偶者	印
	扶養義務者	印
	扶養義務者	印

様式第3号中「乳幼児等」を「こども」に改める。

様式第4号中「乳幼児等」を「こども」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第5号(表面)中「(あて先)」を「(宛先)」に、「乳幼児等」を「こども」に改め、同様式(裏面)5の項中「病院の場合のみ記入してください」を「記入の必要はありません」に改め、14の項中「、又は総合病院で複数の診療科にて受診があった場合」を削り、16の項中「乳幼児等」を「こども」に改める。

様式第6号(表面)中「(あて先)」を「(宛先)」に、「乳幼児等」を「こども」に改め、同様式(裏面)5の項中「病院の場合のみ記入してください」を「記入の必要はありません」に改め、14の項中「、又は総合病院で複数の診療科にて受診があった場合」を削り、16の項中「乳幼児等」を「こども」に改める。

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の2(第8条関係)

中学生入院医療費助成申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住 所

申請者 氏 名 (保護者①)

印

(保護者②)

電 話 ()

次のとおり医療を受けましたので、伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条の助成の対象となる条件を満たしている場合は、助成金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、医療費助成に関する所得状況などの必要事項を調査することを承諾します。

受給資格証番号							
対 象 者	フリガナ					生 年 月 日	
	氏 名						
	住 所	伊勢市					
健 康 保 険	被保険者氏名 世帯主・組合員			記号・番号			
	保険者名称			保険者番号			
振 込 先	金 融 機 関 名			口座番号	口 座 名 義 人		
	銀 行	支 店		預金種別： 普 通	フリガナ		
	信用金庫 農協・漁協	支 所					
受 診 状 況	診療年月	年	月	医療機関名			
	入院日数	日	保険診療点数	点	自己負担額 (一部負担金)	円	
	傷病の原因	<input type="checkbox"/> 交通事故によるもの <input type="checkbox"/> 交通事故によらないもの (当てはまる方にレ)					
備 考							

様式第 10 号中「乳幼児等」を「こども」に改める。

様式第 11 号中「乳幼児等」を「こども」に、「(あて先)」を「(宛先)」

に、

資格喪失理由	1 他市町村に転出（転出先 2 死亡 3 他の公費を受けるようになった。（ 4 その他（
--------	---

を

資格喪失理由	1 他市町村に転出（転出先 2 死亡 3 婚姻 4 他の公費を受けるようになった。（ 5 その他（
--------	---

に改める。

様式第 12 号中「乳幼児等」を「こども」に、「(あて先)」を「(宛先)」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 9 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行の日」という。）以後に行われた診療に係る医療費の助成について適用し、施行の前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市労働福祉会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「毎月第 2 火曜日」を「火曜日」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

会議室等の収容定員

区分	定員
大会議室	130 人
第 1 会議室	40 人
第 2 会議室	20 人
第 3 会議室	20 人
第 4 会議室	20 人

別表第 2 の 1 の表中、和室（1）の項及び和室（2）の項を削る。

様式第 1 号中、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「大会議室 第 1・2・3・4 会議室 和室（1）・（2）」を削る。

様式第 2 号（表）中「大会議室 第 1・2・3・4 会議室 和室（1）・（2）」を削る。

様式第 3 号中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「大会議室 和室（1）・（2） 第 1・2・3・4 会議室」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の伊勢市労働福祉会館条例施行規則の規定は、

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の伊勢市労働福祉会館の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 10 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項各号列記以外の部分中「次の課」の次に「、室」を加え、同項中第3号を第4号とし、同項第2号中「診療情報管理係」を削り、同号を第3号とし、同項第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 経営企画室 企画係 診療情報管理係

第2条第5項に次の1号を加える。

(5) 新病院建設推進課 建設推進係

第7条の表総務課の部の前に次のように加える。

経営企画室

企画係

- (1) 病院事業の総合的な企画立案及び調整に関すること。
- (2) 病院の経営改善に関すること。
- (3) 医師、看護師等の確保に関すること。
- (4) 職員の人材育成に関すること。
- (5) 医療情報システムの管理運営及び情報セキュリティに関すること。

診療情報管理係

- (1) 医療情報と経営情報との一体的管理及びこれらの活用に関すること。
- (2) 入退院診療諸記録の整理及び保管に関すること。
- (3) 疾病、傷害及び死因分類に関すること。

(4) 診療統計の作成及び報告に関すること。

(5) 図書室及び病歴室の管理及び運営に関すること。

第7条の表医療事務課の部診療情報管理係の項を削り、栄養管理課の部の次に次のように加える。

新病院建設推進課

建設推進係

(1) 新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定に関すること。

(2) 新市立伊勢総合病院建設に関すること。

第9条第1項中「部長」の次に「(第24条第1項に定める科部長を除く。以下同じ。)」を加える。

第14条第1項中「健診センター室」の次に「、経営企画室」を加える。

第24条の見出しを「(科の部長及び副部長、医長並びに医員)」に改め同条第1項を次のように改める。

科に部長(以下「科部長」という。)を置き、副部長(以下「科副部長」という。)、医長及び医員を置くことができる。

第24条第2項中「医長、副医長」を「科副部長、医長」に改め、同条第3項中「科長」を「科部長」に、「医長」を「科副部長」に改め、同条第4項中「科長」を「科部長」に改め、同条第5項中「医長及び副医長」を「科副部長及び医長」に改める。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院事務決裁規程(平成17年病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表1の表事項の項中「看護副部長を除く。」を「市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年病院事業管理規程第2号)第24条に規定する科部長を除く。以下同じ。」に改める。

別表2の表中「(看護副部長を除く。)」を削る。

別表 3 の表中「薬剤室」を「薬局」に改める。

別表 5 の(1)の表事項の項中「課長」を「課長又は室長」に改める。

別表 5 の(2)の表事項の項中「課長」を「課長又は室長」に改める。

(市立伊勢総合病院文書管理規程の一部改正)

第 3 条 市立伊勢総合病院文書管理規程（平成17年病院事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中 「

病健	健診センター健診センター室
----	---------------

」 を

「

病健	健診センター健診センター室
病経	事務部経営企画室

」 に、

「

病栄	事務部栄養管理課
----	----------

」 を 「

病栄	事務部栄養管理課
病建	事務部新病院建設 推進課

」

に改める。

(市立伊勢総合病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 4 条 市立伊勢総合病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 級別標準職務表の表病院企業医療職給料表の部を次のように改める。

病院企業医療職給料表	1 級	医員の職務
	2 級	医長の職務
	3 級	1 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成 17 年病院事業管理規程第 2 号。以下「事務分掌規

		<p>程」という。)第24条に規定する科部長(以下「科部長」という。)の職務</p> <p>2 事務分掌規程第24条に規定する科副部長(以下「科副部長」という。)の職務</p>
	4 級	<p>1 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う科部長の職務</p> <p>2 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う科副部長の職務</p>
	5 級	<p>1 副院長の職務</p> <p>2 理事、部長(科部長を除く。)及び健診センター長の職務</p>

別表第8 医師診療手当の部3の項中「医長」を「科部長及び科副部長」に改め、同部4の項中「副医長」を「医長」に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程を

次のように定める。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

病院事業管理規程第7号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程（平成22年病院事業管理規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例（平成24年伊勢市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、伊勢市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条に規定する大学及び看護師養成所（以下「大学等」という。）の在学証明書
- (2) 履歴書
- (3) 次条に規定する連帯保証人の世帯全員の住民票の写し
- (4) 次条に規定する連帯保証人の前年分の所得を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める書類

（連帯保証人）

第3条 条例第5条に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件に該当する者とし、申請者が奨学金の貸与を受けることとなった場合は当該申請者と連帯してその返還債務を負担するものとする。

- (1) 一定の収入があり、かつ、独立の生計を営んでいること。
- (2) この市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金について、他に

保証していないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。
- 3 連帯保証人が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに代替りの連帯保証人を立てなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 第1項の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (4) その他連帯保証人として適当でなくなったと認められるとき。

(決定及び通知)

第4条 管理者は、第2条に規定する申請書の提出があったときは、書類審査及び面接により貸与の適否を決定し、奨学金貸与可否決定通知書(様式第2号)により、申請者にその結果を通知するものとする。

- 2 管理者は、申請の適否を決定する場合において、必要に応じ、申請者及び連帯保証人からあらかじめ同意を得た上で、必要な調査を行うことができる。
- 3 第1項の規定により、奨学金を貸与する旨の通知があった申請者(以下「奨学生」という。)は、誓約書(様式第3号)及び奨学金口座振込依頼書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(貸与の辞退)

第5条 奨学生が、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(取消し等の手続き)

第6条 管理者は、条例第8条及び第9条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、若しくは休止及び保留したときは、当該奨学生に通知するものとする。

(借用証書)

第7条 奨学生は、条例第8条の規定により奨学金の貸与の取消しを受けたとき、又は大学等を卒業したときは、貸与を受けた金額について奨学金借用証書(様式第6号)に奨学金返還明細書(様式第7号)を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還の方法)

第8条 条例第12条の規定による奨学金の返還は、一括払い、月賦又は半年賦の均等払方法により行うものとする。ただし、繰上返還を妨げない。

(返還猶予の申請)

第9条 条例第10条の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者(以下「返還猶予申請者」という。)は、奨学金返還猶予申請書(様式第8号)に、その理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還猶予の決定及び通知)

第10条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、書類審査等によりその適否を決定し、奨学金返還猶予決定通知書(様式第9号)により、返還猶予申請者にその結果を通知するものとする。

(返還債務免除の申請)

第11条 条例第11条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする者(以下「返還免除申請者」という。)は、奨学金返還免除申請書(様式第10号)に、その理由を証する書類を添えて

管理者に提出しなければならない。

(返還債務免除の決定及び通知)

第12条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、書類審査等によりその適否を決定し、奨学金返還免除決定通知書(様式第11号)により、返還免除申請者にその結果を通知するものとする。

(返還債務の免除の額)

第13条 条例第11条第2項の規定により免除することができる返還債務の額は、貸与を受けた奨学金の額に同条第1項第1号に規定する勤務期間(既に、同条第2項の規定による免除がされているときは、当該免除に係る額の計算の基礎となった勤務期間を控除した期間とする。)を同条第1項第1号に規定する勤務すべき期間で除して得た額を乗じて得た額に相当する額とする。

2 勤務期間に休職又は停職の期間がある場合は、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月の前月(その日が月の末日であるときは、その日の属する月)までの月数(ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において再度休職又は停職の期間が開始したときは、その月を1月とする。)を前項の勤務期間から控除する。

(届出の義務)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、10日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 大学等を退学したとき。
- (4) 大学等を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 大学等に復学したとき。

- (6) 留年したとき。
- (7) 留年し、翌年進級したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき。

2 奨学生が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人が死亡の事実を証明する書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

奨学金貸与申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

申請者氏名 印

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第2条の規定により、次のとおり申請します。

奨学金の種類		<input type="checkbox"/> 医師奨学金 <input type="checkbox"/> 看護師奨学金			
申請に関する期間		年 月 日から 年 月 日まで			
本人	住所及び電話番号	()			
	ふりがな氏名				
	生年月日				
	在学している学校	名称		入学(入所) 年 月	年 月
所在地			卒業予定 年 月	年 月	
連帯保証人	上記の者が貸与を受ける奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。				
		連帯保証人		連帯保証人	
	住所				
	ふりがな氏名			印	印
	生年月日				
	職業				
添付書類 (各1通)	申請者	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 推薦調書			
	連帯保証人	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 前年分の所得証明書			

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

印

奨学金貸与可否決定通知書

年 月 日付けで申請がありました、奨学金の貸与については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	貸与する	貸与しない
決定年月日	年 月 日	
決定額	月額	円
	(ただし 年 月分は	円)
	総額	円
決定に関する期間	年 月から	年 月まで
貸与しないこととなった理由		

誓約書

私は、奨学金の貸与を受けるにあたり、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

奨学生

住 所

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ 印

（宛先）伊勢市病院事業管理者

様式第4号（第4条関係）

奨学金口座振込依頼書

年 月 日

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

奨学生
住 所

氏 名 _____ 印

奨学金を下記のとおり、金融機関に振り込んでください。

- 1 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫
_____ 本店・支店・出張所
- 2 種類 普通 ・ 当座
- 3 口座番号 _____
- 4 口座名義人 フリガナ
(本人名義) 氏 名 _____

様式第5号（第5条関係）

奨学金貸与辞退届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

奨学生

住 所

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ 印

下記のとおり、奨学金の貸与を辞退しますので届け出ます。

記

1 辞退年月日

2 辞退の理由

印紙

奨学金借用証書

金 _____ 円也

上記金額を市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程に基づき、
年 月から 年 月までの期間、奨学金として貸与を受けました。

年 月 日

奨学生

住 所

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ 印

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

様式第7号（第7条関係）

奨学金返還明細書

1 返還金額 円

2 返還方法 一括払い
月賦の均等払方法
半年賦の均等払方法

3 返還開始年月日 年 月 日

返還完済年月日 年 月 日

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程に基づき、上記のとおり、奨学金を返還します。

年 月 日

奨学生
住 所

氏 名 _____ 印

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

様式第8号（第9条関係）

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

奨学生氏名 印

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第9条の規定により、次のとおり奨学金の返還猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与決定年月日	年 月 日
貸与期間	年 月から 年 月まで
貸与決定金額	円
返還猶予申請額	円
返還猶予申請期間	年 月から 在職中 年 月まで
本人	住所及び電話番号 ()
	ふりがな氏名
	生年月日
返還猶予を受けたい理由 ※右記のいずれかに○をすること	1 免許取得中 2 市立伊勢総合病院に在職 3 臨床研修期間中 4 災害 5 疾病 6 その他 ()
添付書類	※ 4～6に該当する場合は、その事実を証明する書類を添付してください。

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

印

奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付けで申請がありました、奨学金の返還の猶予については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	猶予する	猶予しない
決定年月日	年 月 日	
返還猶予金額		円
返還猶予期間	年 月から	在 職 中 年 月まで
猶予しないこととなった理由		

様式第10号（第11条関係）

奨学金返還免除申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

奨学生氏名

印

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第11条の規定により、次のとおり奨学金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与決定年月日	年 月 日
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
貸与決定総額	円
返 還 済 額	円
未 返 還 額	円
返還免除申請額	円
この申請で返還債務の免除の計算の対象とする期間	ヵ月（ 年 月から 年 月まで）
過去に返還債務の免除の計算の対象とした期間	ヵ月（ 年 月から 年 月まで）
市立伊勢総合病院に勤務した期間	ヵ月（ 年 月から 年 月まで）
本人	住所及び電話番号 ()
	ふりがな 氏 名
	生年月日
免除該当事項	
添付書類	※ 免除の理由を証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

印

奨学金返還免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分		免除する	免除しない
承認内容	免除の対象となった奨学金	貸与済総額	円
		返還済額	円
		免除申請額	円
	返還免除決定額		円
	要返還額		円
免除しないこととなった理由又は免除決定額の算出基礎			

伊勢市告示第 119 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 1 号線	小俣町元町 1727 番 5 地内から 小俣町本町 203 番 2 地内まで	平成 24 年 10 月 1 日

伊勢市告示第 120 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 1 号線	小俣町本町 203 番地内から 小俣町本町 204 番 13 地内まで	旧	11.2～14.2	23.0
			新	13.6～16.2	23.0

伊勢市告示第 121 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 1 号線	小俣町本町 203 番地内から 小俣町本町 204 番 13 地内まで	平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市告示第 122 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、常盤表町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 市 川 浩

伊勢市常磐 3 丁目 2 番 30 号

変更後 藤 木 哲 夫

伊勢市常磐 2 丁目 8 番 11 号

伊勢市告示第 123 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 24 年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 世 古 忠

伊勢市東豊浜町 1101 番地

変更後 大 門 正 雄

伊勢市東豊浜町 3729 番地

伊勢市告示第 124 号

平成 24 年 10 月 5 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 24 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 24 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、469,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、46,315,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,450,109	9,286	6,459,395
	1 国庫負担金	4,573,017	7,003	4,580,020
	2 国庫補助金	1,832,537	2,283	1,834,820
16 県支出金		2,683,150	44,286	2,727,436
	2 県補助金	1,004,951	44,136	1,049,087
	3 委託金	207,729	150	207,879
18 寄附金		22,002	11,000	33,002
	1 寄附金	22,002	11,000	33,002
20 繰越金		84,188	270,477	354,665
	1 繰越金	84,188	270,477	354,665
21 諸収入		524,890	29,437	554,327
	5 雑入	496,214	29,437	525,651
22 市債		5,068,400	105,400	5,173,800
	1 市債	5,068,400	105,400	5,173,800
歳入合計		45,845,248	469,886	46,315,134

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		355,227	336	355,563
	1 議会費	355,227	336	355,563
2 総務費		4,183,851	128,399	4,312,250
	1 総務管理費	3,303,975	128,399	3,432,374
3 民生費		16,124,606	9,484	16,134,090
	1 社会福祉費	3,795,192	1,672	3,796,864
	2 老人福祉費	3,592,331	6,000	3,598,331
	5 人権政策費	75,615	1,812	77,427
4 衛生費		4,163,208	222,589	4,385,797
	1 保健衛生費	2,420,050	222,589	2,642,639
5 労働費		242,889	1,837	244,726
	1 労働諸費	242,889	1,837	244,726
6 農林水産業費		1,015,513	7,000	1,022,513
	2 林業費	38,583	7,000	45,583
8 観光費		401,506	19,421	420,927
	1 観光費	401,506	19,421	420,927
9 土木費		5,935,802	17,635	5,953,437
	3 河川費	528,586	5,400	533,986
	5 都市計画費	3,647,458	12,235	3,659,693
10 消防費		2,946,202	49,875	2,996,077
	1 消防費	2,946,202	49,875	2,996,077
11 教育費		4,671,105	2,711	4,673,816
	1 教育総務費	961,004	152	961,156
	3 中学校費	425,248	1,715	426,963
	5 社会教育費	542,501	844	543,345
12 災害復旧費		36	10,599	10,635
	2 公共土木施設災害復旧費	15	10,599	10,614
歳 出 合 計		45,845,248	469,886	46,315,134

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等整備経費	86,700

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
障害者総合相談支援センター設置運營業務委託	自 平成24年度 至 平成27年度	78,438
障害児放課後支援事業運營業務委託	自 平成24年度 至 平成27年度	53,961

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
河川災害復旧事業債	3,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	1,957,000	2,058,900

平成24年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、32,541千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,248,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		2,466	32,541	35,007
	1 繰越金	2,466	32,541	35,007
歳入合計		11,216,285	32,541	11,248,826

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		9,259	32,541	41,800
	1 償還金及び還付加算金	9,259	32,541	41,800
歳 出	合 計	11,216,285	32,541	11,248,826

平成24年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

平成24年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、14,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、448,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		277,139	14,800	291,939
	1 事業収入	277,139	14,800	291,939
歳入合計		434,140	14,800	448,940

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費		434,110	14,800	448,910
	1 管理費	277,110	14,800	291,910
歳 出	合 計	434,140	14,800	448,940

平成24年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	5,296,047	54,600	5,350,647
第3項	医療外収益	484,933	54,600	539,533

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	5,735,022	67,818	5,802,840
第1項	医療費用	5,516,544	58,520	5,575,064
第3項	医療外費用	63,646	9,298	72,944

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書を削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	100,000	337,989	437,989
第2項	企業債	0	170,000	170,000
第3項	他会計補助金	0	167,989	167,989

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	213,635	170,000	383,635
第1項	建設改良費	83,814	170,000	253,814

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。（単位：千円）

事項	期間	限度額
医師奨学金	自 平成24年度 至 平成25年度	4,200
看護師奨学金	自 平成24年度 至 平成25年度	8,400
市立伊勢総合病院経営改善等支援業務委託	自 平成24年度 至 平成25年度	29,500

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
CT更新（二式）	130,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金・特定資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
X線TV装置更新	31,500			
一般撮影X線装置更新	8,400			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	3,336,919	58,520	3,395,439

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(2)	資金不足改善のための補助金	0	167,989	167,989

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
器	械	備	品	C T	二 式
				X線TV装置	一 式

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、292,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、46,607,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		354,665	60	354,725
	1 繰越金	354,665	60	354,725
22 市債		5,173,800	292,800	5,466,600
	1 市債	5,173,800	292,800	5,466,600
歳入合計		46,315,134	292,860	46,607,994

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,312,250	292,860	4,605,110
	1 総務管理費	3,432,374	292,860	3,725,234
歳 出	合 計	46,315,134	292,860	46,607,994

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	庁舎津波浸水対策事業	292,860

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
緊急防災・減災事業債	802,300	1,095,100

伊勢市告示第 125 号

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の状況を次のとおり公表します。

平成 24 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

(単位：%)

項 目	比 率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実質赤字比率	—	11.85
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.85
		30.00
実質公債費比率	7.2	25.0
		35.0
将来負担比率	0.3	350.0

(注) 数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市告示第 126 号

平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成 24 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	1.5	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
認知症対応型共同生活介護事業会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

(注) 数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市告示第 127 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 27 号線	小俣町明野 1092 番地先から 小俣町明野 750 番 5 地内まで	旧	8.5～29.6	58.0
			新	5.0～9.4	90.0

伊勢市告示第 128 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 27 号線	小俣町明野 1092 番地先から 小俣町明野 750 番 5 地内まで	平成 24 年 10 月 15 日

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 24 年 10 月 15 日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成 24 年 10 月 25 日（木）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件

議案第 27 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 44 号

平成 24 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- 1 縦覧日時 平成 24 年 10 月 20 日（土）から 11 月 3 日（土）までの間、
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
365	株式会社中浦土木	度会郡玉城町佐田 1436 番地	平成 24 年 9 月 28 日

伊勢市公告第 64 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第65号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成24年三重県告示第 624 号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画公園事業 5・5・3号 倉田山公園

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番29号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

伊勢市楠部町字三尾三谷、字丸山、字広野、黒瀬町字西池尻地内

伊勢市公告第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年10月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画公園事業 5・5・3号 倉田山公園

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第 67 号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案等を公表します。

なお、伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 24 年 10 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する骨子案

- (1) 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案
- (2) 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）骨子案
案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部介護保険課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課

- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御菌総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 24 年 10 月 5 日（金）

至 平成 24 年 11 月 5 日（月）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者

- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定」に対する意見として、伊勢市健康福祉部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所東庁舎 1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成24年11月5日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市公告第 68 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所	記号番号
柳浦 淳	伊勢市小俣町明野 1310 番地 2 インシエーメ 106 号	2115756
藪根 新一	亀山市井田川町 591 番地 1 第六アーバンハイツ 305 号	3042067
石上 達哉	伊勢市常磐 3 丁目 5 番 14 号 美よ志荘 10 号	2120648

伊勢市監査委員公表第6号

平成23年度定期監査結果等（後期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年10月3日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 藤原 清史

定期監査結果（後期）に対する措置状況

【二見総合支所】

所管課等	意見	措置状況
二見総合支所 地域振興課	（１）市有財産（土地）の管理について、合併前からの財産で一部台帳上未整備のものが見受けられたため、早期に整備するよう望むものである。	「実施中」 市有財産(土地)の情報を、総合財務会計システムの公有財産管理に登録を行ったと同時に、土地登記簿謄本を全筆取得し、総合財務会計システムに登録した内容と比較し全筆登載されたことの確認を行った。今後は、登記簿の詳細をシステムへ入力し更に土地台帳の整備を行う。

【上下水道部】

所管課等	意見	措置状況
水道事業	（１）水道料金の収納率を高めていくことは、健全な事業運営の基本である。市民ニーズの多様化に対応し、コンビニ収納、クレジットカード決済の導入など納入方法の多様化も進められているが、引き続き効率性の高い収納方法を研究推進されたい。	「検討中」 平成 23 年 6 月からクレジットカード決済を導入し、口座振替、コンビニ収納に加え、市民の利便性並びに立替払いによる納期限内収納率の向上を図っています。今後の収納率維持を図っていくためにも、効率性の高い収納方法について先進事例を調査していきたい。
	（２）昨年同時期に比べ、配水量が 1.3%、有収水量が 1.5%の減少となっており、わずかであるが有収率が減少している。老朽管の更新については計画的に実施されているところであるが、引き続き、漏水調査や修繕に取り組み、有収率の改善に努められたい。	「実施中」 老朽管からの漏水を減らすため老朽管の更新工事を推進し有収率の向上に努めるとともに漏水調査を定期的に行い、漏水修繕を行っています。 また、今後も経費節減、効率的な運用に努めてまいります。
下水道事業	（１）昨年同時期に比べ、下水道使用料の収納率は低下しており、特に	「実施中」 滞納繰越分の滞納者に対する戸別訪問、

	<p>滞納繰越分の低下率については顕著になっている。自主財源の確保と公平性の観点から、納付意識の低い悪質な滞納者には、債権回収対策室と連携し財産の差押にも積極的に取り組まれ、早期回収に努められたい。</p>	<p>電話催告を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう、早期の催告や水道料金との同時収納を行うことにより、収納の確保に努めています。</p> <p>また、悪質な滞納者に対しては、債権回収対策室へ移管しての滞納処分を実施するべく、対応しています。</p>
--	---	---

【教育委員会】

所管課等	意見	措置状況
学校教育課	<p>(1) 「やさしいまち伊勢市」発見大賞入賞作品については、広報いせ、ホームページなどで紹介されているところであるが、幅広く市民に周知を図るため、さらに効果的な周知方法を工夫されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>「やさしいまち伊勢市」発見大賞市長賞、教育長賞作品については、市役所本館ロビーへの掲示をすると共に、「やさしいまち伊勢市」発見大賞入選作品集を市立図書館（伊勢、小俣）へ各4部ずつ、教育研究所に2部閲覧用として送付し、更なる周知を図れるよう努めた。</p>
文化振興課	<p>(1) 市の歴史文化遺産を展示する場として、また観光客誘致のためにも郷土資料館の復活を望むものである。</p> <p>また、唯一建築当初の場所に今も残る旧御師丸岡宗大夫邸についても、魅力的なまちづくりの一環としての利用価値があると思われるので、保存維持について検討を願うものである。</p>	<p>「検討中」</p> <p>郷土資料館の再開には、展示施設の確保といったハード面、運営体制の確立といったソフト面等、様々な課題を克服する必要があり、現時点で具体化するには至っておりませんが、公共の空き施設等の利用も念頭に置きながら、再開に向けて取り組んでいきます。</p> <p>旧御師丸岡宗大夫邸は御師邸として希少価値が高く、特定非営利活動法人旧御師丸岡宗大夫邸保存再生会議が施設の活用に向けて取り組んでおられますので、活用を重んずる国の登録有形文化財への登録に向けて手続きを進めていくとともに、保存活用に資する制度等について、引き続き調査してまいります。</p>

教育研究所	<p>(1)各学校におけるパソコンの情報セキュリティの管理について、ウイルススキャンの実施については各学校単位で対応することとなっていた。学校の現状を踏まえ、より一層実効性のあるセキュリティ対策を望むものである</p>	<p>「実施中」</p> <p>パソコン起動時に、主要なファイルについては自動でウイルススキャンを実施するとともに、ファイルを開くときや、保存、コピー、移動を行うときにも、自動でウイルススキャンを実施するようにしている。</p> <p>「検討中」</p> <p>全ファイルを対象に、定期的なウイルススキャンを実施することについては、スキャンに数十分から一時間程度必要なため、校務に影響が出ないよう、学校の現状を把握しながら検討をすすめていく。</p>
-------	---	---

【消防本部】

所管課等	意見	措置状況
消防本部	<p>(1)地震災害など様々なリスクに対応するため、必要な情報が消防団に適時適切に正しく伝わるよう、関係機関と連携し情報伝達の体制やしきみを充実させ、強化されるよう望むものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>有事の際の退避・伝達訓練を内容に取り入れた伊勢市水防訓練を維持課と合同で平成24年6月に実施しました。</p> <p>様々なリスクに対応するため、震災時の情報伝達の方法、内容、体制、関係機関との連携等を取り入れた図上訓練を平成24年2月と8月に実施しました。</p> <p>「実施中」</p> <p>消防団員への伝達手段について、現在配備されている受令機、無線、拡声器、車両のサイレンや半鐘、防災無線の有効活用、並びに防災メールへの加入の推進など複数の手段の使用による伝達の強化を図っています。</p> <p>また、国レベルでの検討結果等を踏まえ、津波に対する退避ルールを周知し、安全な活動体制の強化を図っています。</p>

随時監査（工事監査）

【上下水道部】

所管課等	意見	措置状況
上水道事業	<p>(1) 当該工事において、使用するバックホウ（クレーン機能付）の吊上げ荷重が 500 k g 未満の場合は玉掛けの資格は必要ないが、吊上げ荷重が 500 k g 以上となると、クレーン等安全規則が適用され、玉掛けの資格が必要となる。そこで今回の工事におけるバックホウの吊上げ荷重と資格（玉掛け）の関係を調べたところ、確認できなかった。バックホウ（クレーン機能付）を使用するための吊上げ荷重となる有資格者の選任については確認を徹底することを望む。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>課内の職員に対し、工事に使用するバックホウ（クレーン機能付）の吊上げ能力及び使用資材の荷重について、確認するよう指示を行いました。また、吊上げ荷重が 500 k g 以上となる場合、請負事業者に対し、資格証（玉掛け）の提示若しくは写しの提出を求めるよう徹底します。</p>
下水道事業	<p>(1) 当該工事は施工中であり、出来高管理結果資料は整理中であったものの、工事の段階確認写真で確認する限りでは、立坑の圧入掘削完了時と底盤コンクリート打設時の時系列の写真・基準高の整理がなされていなかった。他工種・項目等についても写真は時系列に整理する必要があるので改善されたい</p>	<p>「措置済み」</p> <p>意見のあった事項について、速やかに整理を行いました。以降受注者と協議の上、工事施工中においても出来高管理について時系列に整理するよう改善を行いました。</p>

財政援助団体等監査

【社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター】

所管課等	意見	措置状況
<p>(所管課) 産業観光部 商工労政課</p>	<p>(ア) 本法人は、これまで中小企業勤労者の福祉の向上、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与し一定の役割を担ってきたところであるが、国庫補助は平成 22 年度で終了し、特定資産も 6 千万円を計上していることから、関係市町と協議の上、今後の適正な補助金の交付という観点で、市の補助金交付要綱の見直しを行うとともに、サービスセンターへの支援のあり方について検討されるよう望むものである。</p> <p>(イ) 会員数については、入会者は確保するものの退会者も多く減少傾向となっており、サービスセンターの運営は厳しいものが予想される。今後、自立した安定的な経営を継続できるよう、運営費の縮減、サービスセンターの効率化を図るとともに、魅力的な企画で会員数の拡大を図るよう指導され、補助金の効果がより広範なものとなるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日一般社団法人に移行したことから、補助金交付要綱の一部を改正しました。サービスセンターに対する援助、育成の具体的取扱いについては、3 市町の担当課長により構成する協議会で検討しています。今後も引き続き、適正な補助金交付について、協議していきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>今後も 3 市町の担当課長により構成する協議会において、安定的な経営を継続できるよう指導していきます。</p>
<p>社団法人伊勢・鳥羽・度会中小企業勤労者福祉サービスセンター</p>	<p>(ア) 国の補助金は平成 22 年度限りで終了したが、記念事業積立金などの特定資産が約 6 千万円積立られているので、これを活用して今後も会員への良質なサービスと法人の安定的な経営を続けられるよう望むものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>特定資産は、周年事業積立準備預金、退職給付品預金及び事業推進積立預金として、充実したサービス提供を行っていくための準備預金として積立てられたものです。この活用については、平成 24 年 4 月からの一般社団法人への移行に伴い、公益目的支出計画を策定し、適正かつ安定的に実施していくこととしています。</p>

【特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ】

所管課等	意 見	措 置 状 況
特定非営利 活 動 法 人 神 社 み な と ま ち 再 生 グ ル ー プ	<p>(ア)地震などの災害時における事業の参加者や観光客への安全対策として、防犯・防災対策マニュアルを作成するなど、災害発生時の対応には万全を期されるよう望むものである。</p> <p>(イ)海の駅舎そのものの利用率が低いため、なお一層の利用者拡大に向けた努力を願うものである。</p>	<p>「措置済み」 防犯・防災マニュアルを作成し、災害発生時には対応します。</p> <p>「実施中」 キャンペーンを実施し、「みずき」の利用客を増やし、駅舎の利用率もあげていきたい。</p>